

○長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報は、次のとおりです。

長野県教育委員会

区 分	口頭により請求することができる記録情報	開示する期間	開示を行う場所
小学校、中学校及び特別支援学校教員採用選考	一次選考における合否並びに総合評価、集団面接及び小論文の段階別評価並びに一般教養、専門教科及び実技検査の得点及び平均点 二次選考における合否、総合評価、個人面接及び実技検査の段階別評価	一次選考合格者については二次選考結果通知日から1年間、一次選考不合格者については一次選考結果通知日から1年間	長野県教育委員会事務局 義務教育課
県立高等学校教員採用選考	一次選考における合否並びに総合評価、集団面接及び小論文の段階別評価並びに一般教養、専門教科及び実技検査の得点及び平均点 二次選考における合否及び総合評価の段階別評価	〃	長野県教育委員会事務局 高校教育課
県立高等学校実習助手採用選考	一次選考における合否並びに総合評価、小論文の段階別評価並びに一般教養の得点及び平均点 二次選考における合否及び総合評価の段階別評価	〃	〃
特別支援学校寄宿舎指導員採用選考	一次選考における合否並びに総合評価、作文及び面接（集団）の段階別評価並びに一般教養の得点 二次選考における合否及び面接（個人）の段階別評価	〃	長野県教育委員会事務局 特別支援教育課
身体障害者を対象とする特別支援学校寄宿舎指導員採用選考	合否並びに総合評価、作文及び面接（個人）の段階別評価並びに一般教養の得点	選考結果通知日から1年間	〃
県立中学校入学者選抜	適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ及び面接の結果	合否発表日から1年間	県立中学校
県立高等学校入学者選抜	面接、作文（小論文）及び実技検査の段階別評価並びに学力検査の科目別得点	後期選抜合否発表日から1年間	県立高等学校
特別支援学校高等部入学選考	学力検査及び面接の段階別評価	合否発表日から1年間	特別支援学校